

～お大師様の日に触れる 20 日～21 日 参拝観光の推進事業～

お大師様のご縁日（毎月 21 日）

「報恩高野市（ほうおん こうやいち）」

まちなか協賛（商店・寺院・事業所等） 並びに 会場出店

参加の輪を広げて下さい！！！！

ご賛同よろしく願いいたします！！！！

報恩高野市の目的

- ・お大師様に日々のご加護を感謝し、高野山にとって 21 日が特別な日であるということをお自分たちが再認識すると共に、訪れる人にとっても心地よい空間と又訪れたいと感じさせる温かいおもてなしの心で活気ある地域づくり”を推進する。
- ・旧き良き時代に毎月 21 日には、行商人たちが立ち並び多くの人々で賑わった「高野市（タカマチ）」と称する縁日の原風景を今に置き換え、私たちが今この時代に出来る事を自発的に取り組み、現代版「高野市（こうやいち）」として地域主導型で創造する。
- ・本高野市は会場出店だけでなく、「まちなかを周遊させる」という目標を掲げています。まちなか協賛の商店・寺院・事業所等と連携で高野山全体を会場と捉えた周遊型の観光振興を目指すと共に町内消費（コト消費・トキ消費）の増加を図る。
- ・高野町及び和歌山県下で推奨する地域色あふれた特産品の販売促進と観光情報を含めた地域の自慢を発信すること。
- ・お大師様の日（21 日）限定のご当地産品及び高野山に相応しく特色あるオリジナル商品等をブランド化して販売する取組み等を推進する。
- ・個々の営利目的だけではなく、本事業に関わる皆（事業者、団体、グループ、個人等）が協力し、「共に汗水流し、共に知恵を出し、皆で創る、皆で考える」、自主的、積極的な共同実施を行い地域活性の成果が上げられるよう継続的な運営に努める。



本件に関するお問合せ

■■■■（一社）高野町観光協会■■■■

報恩高野市事業 事務局【担当：岡部光恵】 電話 0736-56-2468・F A X 0736-56-2481

《会場出店の部》 * 出店要項 *

《開催日時》

毎月 21 日 10 時 00 分～16 時 00 分

《開催場所》

高野山 大師教会本部前

《概要》 報恩感謝のおもてなし出店の実施



- ・地場産品、地産地消品、自営業の取扱商品、観光 PR、体験等
- ・21 日限定商品、お大師様ゆかりの物販など。

※飲食・食料品の取扱いについても地元食材の使用を基本とする。

境内地に不相応と思われる露骨な不精進（生魚や肉類などの生臭物）は不可。

[（詳細については、下記をご参照下さい。）](#)

参加対象者（資格要件）

- ・本事業の目的を理解し、主催者と共に活動いただける高野町内の事業所（団体組織）、商店、寺院、製造業者、生産農家等。
 - ・本事業の目的を理解し、主催者と共に活動いただける和歌山県内の事業者等。
 - ・本事業の目的を理解し、和歌山県（各振興局）並びに当観光協会構成団体等から推薦の地元産品（ご当地原料使用）取り扱い事業者等。
 - ・高野町内、並びに広域連携で観光・地域振興の側面から応援いただける団体組織、事業所、グループ、個人事業者等。
 - ・主催者と連携した参拝観光の企画や体験の実施、サービスの提供が出来る者。
 - ・本事業の目的を理解し、寄与、応援いただける主催者が認めた者。
- ※「お大師様ゆかりの商品」を取り扱う者については、和歌山県外であっても参加対象に含む。

☆当高野町観光協会（事業主催者）構成員（正会員様・賛助会員様）の出店を優先とします。

地域を元気にするために会員同士が意見や情報を交わし、自発的に助け合いながら動かしていく観光地域づくりの推進も目的とします。会員相互の協力と積極的な活動により、長期的視野で参拝観光の更なる振興と地域経済の活性化を目指すものです。

☆通年（毎月 21 日）の出店を原則とします。

事前に申告した出店月（最低 8 回/年間）には、主催者からの止むを得ない中止連絡がない限り、個々の都合や判断でキャンセルしない事。

①会員様（常連出店）：1 年を通じて「毎月（もしくは年間 8 回以上）」出店とします。

※出店料は「不要」です。

②会員様（臨時出店）：8 回未満の出店

※出店の都度、出店料（会員様価格）が必要となります。

③非会員様：高野町内に事業所を置く事業者の出店

※出店の都度、出店料が必要です。

④非会員様：和歌山県内（高野町外）に主たる事業所を置く事業者の出店

※出店の都度、出店料が必要です。

参 考 ③・④の非会員の方でこれを機会に会員となって応援（①もしくは②）いただける方は、高野町観光協会社員資格の取得手続きをお願いします。

詳しくはお電話でお問合せ下さい。 電話：0736-56-2468

賛助会員：1口5,000円～ 正会員：1口30,000円～

⑤高野町民（一般個人）出店 ※参加枠 限定

上記 ①②③④の出店とは取扱いを別枠として、町民の方々にも高野山の参拝観光に触れていただきたいと考えるなかで、町民（一般）を対象とする個人出店枠を募ります。

本来、定める参加資格（出店要項等）とは異なる条件や出店料等を提示します。

※個人出店の場合は、飲食調理品を伴う出店はできません。

個人の趣味を活かしたクラフト品（手芸・工芸・絵画等）、高野山の環境や風景に相応しい出店物に限る。

⑥和歌山県外からの出店 ※参加枠 限定

和歌山県外の事業者であっても「お大師様ゆかりの商品」を取り扱う者に限り、特別枠として出店対象とする。※但し、主催者と要相談。

《出店料について》

区 別	① 会 員 (常連)	② 会 員 (臨時)	③ 非会員 (町内)	④ 非会員 (町外)	⑤高野町民 一般個人	⑥ 和歌山 県外
出店料	不 要	1 回 1,000 円	1 回 2,000 円	1 回 3,000 円	1 回 800 円	1 回 3,500 円

《出店対象品について》

・参加資格要件に基づき、生産又は製造、加工等した地場産品。

（安心・新鮮地場野菜、自慢の地域産品、こだわりの味、特産物、売り出したい飲食物、等）

※高野山という背景に不相応と思われる露骨な魚類、肉類、強い匂いを伴う調理物は禁止します。

・参加資格要件に基づき該当される自営業の取扱う商品等。

・参加資格要件に基づき該当される出店者自作の工芸品やアート、クラフト等。

・ここでしか買えないもの、食べられないもの、オリジナルなもの、等。

※21日限定商品、お大師様ゆかりの物販など期待します！

・食品の販売については、名称、原材料、内容量、保存方法、賞味（消費）期限、製造者、所在等の商品表示がされていること。

・主催者が認める参拝観光の企画実施や体験ブース、サービスの提供等。

・高野町及び和歌山県下の催事やイベントのPRブース等。

・その他、本事業の目的に相応しく、主催者が賛同出来ると判断したもの。

※本事業に相応しくないと判断するものについては、出店をご遠慮いただく事があります。

《出店行為について》

- 1、単なるフリーマーケットではありません。会場は境内地です。本事業の目的を理解し、お大師様の縁日に相応しく地域色あふれた出店内容であることを基本とします。
 - 2、会場は屋外です。ケガ、事故などトラブルがなきよう安全第一で配慮して下さい。
又、参詣の方々に参拝や拝観の妨げとなるような行動はご遠慮ください。
 - 3、契約者（申込者）以外に出店権利（指定場所）を転貸しないこと。
 - 4、暴力団と関わりがない事。暴力団を出店に従事させないこと。この事項に違反した場合は、即刻撤去し、撤去させられても異議を申し立てしないこと。
 - 5、出店ブース（貴重品等）並びに設営備品は、各自の管理責任とします。
 - 6、屋外出店に関する食品の取扱いについて、保健所の指導のもと実施しております。
 - ・不特定多数の者を対象に行う模擬店、バザー（飲食品を提供）等を取り扱う場合は、事前に保健所への届出が必要になります。営業許可の対象となる行為を連続して2日以上、又は年2回以上行う場合には届出ではなく「食品衛生法に基づく営業許可」が必要です。
 - ・会場内で調理して食品を提供する場合は、「露店営業に該当する飲食提供」として扱われます。露店営業の場合（野外に簡易な調理設備を設け調理食品を提供する）には、十分な洗浄や消毒設備など衛生面の強化が欠かせません。
本高野市の出店では、十分な調理設備を配置する事は難しいため、原則として食品の提供直前に加熱処理程度として許可いたします。尚、現場では、包丁、まな板の使用ができないので、果物などは予め洗浄設備が整った施設で処理したものを用意して下さい。
 - ・自営（店舗内で調理したもの）商品を会場に持ち込んで販売する場合は「物産」として扱います。容器包装入の食品を販売する場合には、食品表示法に基づく表示ラベルを貼付する必要があります。
- 各自の行為について、関係機関（保健所等）で必要な営業許可の確認を行って下さい。
- 加工品の取扱い並びに露店営業など保健所に申請が必要な行為につきましては、各事業者（販売店）の責任で許可を受けて下さい。
- 申請手続き等をせずに販売できるもの
- 営業許可を取得した施設で製造された食品を仕入れ、販売、提供。
※適正な表示のある食品であることを確認、保存方法の徹底をしてください。
- ・食品の取扱いについては法令を遵守し、安心安全な食品提供に努め、食中毒予防並びにコロナウイルス感染症防止対策には細心の注意をお願いします。
 - ・火器を使用の場合、発電機、燃料缶、暖房器具、発火の恐れがあるものには、取扱いは慎重を期して下さい。
 - ・各自が許可取得している取扱い項目品において、正しく安全な商品販売とPRをお願いします。
- 各自の営業行為で取得している許可証写しを主催者（高野町観光協会）に提出の事。**
- 7、農産物や加工食品、飲料等の販売上、試食・試飲を提供することは食品衛生法上の許可は不要ですが、清潔な器具を使用し消毒用アルコールや冷蔵設備を用意し、衛生上の細心の注意を払ってください。（試食品は、屋内調理場にて予めカットし、現場では適した保存法で提供。）
 - 8、酒類の取扱いについては、以下の通りです。
 - ・お酒を紙コップなどについて販売する場合 ※試飲・もしくは開封後の容器に移した販売は、一般酒類小売業免許を取得不要。
 - ・土産や持帰り用として販売、又は縁日などで缶ビール・チューハイなど開封しないで販売する場合は【期限付酒類小売業免許の申請】が必要。

《出店に関する備品について》

運営の継続性や将来性を考慮し、自発的な活動促進と設営等簡素化を目指しています。
基本として出店に伴う備品類（テント・机・イス等）は各自が用意する事。

①テントは、各自で持参して下さい。【1ブース：3m×3m 以内】

※車両を活用したスタイルの出店（軽トラック、軽箱型車両等）は、現在お受けできません。

※食品を取り扱われる場合は、食品の安全管理の面から必ずテントを使用の事。

（食品を取り扱わない場合は、テント不使用可。）

※日よけパラソル、ガーデンパラソル等、の使用可。

※テント類について特に色指定はありませんが、境内地のため常識的なご対応をお願いします。

②テーブル・椅子等は、各自で持参してください。

主催者で貸出しする備品類にも限りがあります。各自でアウトドア用の折りたたみ式テーブルや椅子、コンテナ等、工夫を凝らした設営をお願い申し上げます。

③会場内の電源設備について

会場（大師教会屋外）には電源設備の整えがありません。なるべく電源を使用しない方法でご検討下さい。どうしても必要とする場合は「発電機の持込み」等、各自で工夫を凝らした出店をして下さい。

④来場者にわかりやすいよう、ブースに事業者名や商品名を明示してください。

⑤値札・商品説明用看板・飾付用 POP・テーブルクロス・のれん・のぼり等の装飾や管理は個々に行ってください。

⑥釣り銭など販売に関わるもの（買い物袋、ゴミ袋、領収書等）は、各自が持参の事。

⑦食品を取り扱う上で冷蔵・冷凍が必要な場合は、クーラーボックスなど各自でご対応をお願いします。

⑧コロナウイルス感染症予防対策に伴う各ブース内及び出店商品などの消毒、清掃のための用品や飛沫防止シート等は、各自でご準備下さい。

※会場内共有スペース等に設置する予防対策の備品類は、主催側で用意します。

《出店に関する設営・撤収について》

◎当日の準備（21日）

- ・集合時間：8時30分～9時00分（会場への荷物搬入は、9時00分以降）
- ・ブース設営：9時00分～9時50分（9：50までに開販売態勢を整えて下さい。）
- ・全体ミーティング：9時50分～
- ・販売開始：10時00分～

※車両の乗り入れは、荷物搬入出時のみ可。

搬入後の車両は速やかに金剛峯寺前第2駐車場内へ移動の事。

※会場周辺の路上に駐車されないよう常識ある行動をお心がけ下さい。

又、荷物の搬入・搬出時には事故やトラブルがなきよう注意を払ってください。

◎ブースの配置場所

- ・事前に事務局が区画配分します。配置場所は事務局にご一任下さい。
- ・出店数が会場のキャパシティを超える場合は場所を分散することもあります。

◎終了（撤収）：15時30分～16時00分 ※予定（天候や来場者の状況で判断します。）

- ・終了後は、全員で会場全体の撤収作業を行います。
- ・商品が完売した場合でも定刻まで帰られる事がない様お願いします。

※諸般の事情でやむを得ず開催会場を変更することがあります。

その場合は、事前にご連絡します。主催者の指示に従いご協力をお願いします。

《天候及びコロナウイルス感染状況、諸事情による中止について》

◎気象状況（天気予報）、コロナウイルス感染症による社会情勢、冬期の積雪等、諸事情で中止とする事があります。

1) 諸事情による中止の判断は、事務局が開催日の3日前までに決定します。

中止する場合のみ各出店者（代表）に連絡いたします。

2) 台風、豪雨・暴風等の警報が発令された場合は、上記の基準に限らず中止します。

- ・開催後、気象状況の急変によりやむを得ず催事を途中で中止する事があります。
- ・中止決定後に天候が回復した場合でも、開催は行いません。又、催事途中で中止した場合も同様です。
- ・中止のため生じた個人的な損害に対して、主催者は一切の責任を負いません。

※出店に伴う事前の食材仕込み（調達）や商品の仕入れについては、天候状況を各自が考慮し個々の判断で調整してください。

《全参加者と個人の安全の確保》

- ・出店者は、3日前から各自で検温するなど体調管理を徹底して下さい。発熱や体調がすぐれない方は、参加をお控え下さい。
- ・保健所等の健康観察下にある方は、参加を控えて下さい。
- ・出店者、関係者のマスク着用並びにこまめな手洗い、種子消毒等は徹底お願いします。

本事業に関する新たな取り組みやご提案がありましたら、事務局にご相談ください。

ご賛同いただく皆様とともに「笑顔広がる報恩高野市」を目指してまいります。

よろしくお願い申し上げます。